

# ぎふとつながるDXプロジェクト推進事業委託業務

## プロポーザル公募要領

令和4年6月2日

岐阜県清流の国推進部地域振興課

# ぎふとつながるDXプロジェクト推進事業推進事業委託業務

## プロポーザル公募要領

岐阜県では、人口減少社会においても地域が活力を保ち続けるため、「清流の国ぎふ創生総合戦略」において、令和元年度から5年間で7000人の移住者を呼び込むことを目標の一つとし、移住定住施策に取り組んでいます。

新型コロナウイルスの感染拡大は人々の暮らし方や働き方を大きく変え、テレワーク等の普及を契機に都市在住者の地方回帰志向の高まりが見られるようになりました。このように地域との関わりを求める声が増えている一方で、実際に都市部在住者が地域との関係性を構築する場合の手立ては、当事者にとって容易に想起され難いものであるのが現状です。

また、地域においても人口減少社会における活力維持の観点から、地域外人材を活用した地域づくりの担い手確保が課題となっています。

こうした動きを捉え、本業務では、地域外人材と地域住民とが地域の課題解決のために、リアルやオンラインのプログラムを通してつながる取組みを実施することで関係人口を獲得し、地域外人材と地域住民との交流による地域活性化を目指すモデル事業を実施することを目的としています。

については、本業務実施に係る企画提案の参加事業者を募集します。

### 第1 募集の内容

#### 1 委託業務名

ぎふとつながるDXプロジェクト推進事業委託業務

#### 2 業務内容等

別添「ぎふとつながるDXプロジェクト推進事業委託業務仕様書」（以下、「委託業務仕様書」という。）のとおり

#### 3 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

#### 4 委託費の上限

2,166,408円（消費税及び地方消費税込み）

### 第2 プロポーザルに係る事項

#### 1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人若しくは法人以外の団体（以下「法人等」という。）であって、以下の①から⑥までの条件を満たすものとします。なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込みを行うことはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- ④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から「ぎふとつながる DX プロジェクト推進事業委託業務プロポーザル評価会議（以下、「評価会議」という。）」の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥ 令和元年度以降に、地方自治体が実施する移住定住にかかる事業の受託実績を有すること。

## 2 企画提案書の作成

事業の企画について、以下の項目に沿って作成してください。

企画提案書の様式等はく様式 1 とし、日本工業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

### 項目 1 企画案の内容等

企画案の内容は委託業務仕様書「4 委託業務の内容」に定めるものとし、下記の項目に沿ってその内容を記載すること。

#### (1) 本県の移住定住施策に対する理解等について

本事業を実施するにあたり、本県の移住定住施策の狙いや特徴等について正確な知識を有しているか。また、ウィズコロナ時代における新しい生活や働き方概念の変化等の内容を踏まえた提案とすること。

#### (2) プログラムの企画・実施に係る基本方針について

##### ① プログラム造成にあたっての企画コンセプト

プログラム実施市町村等からヒアリングを行い、市町村が関与する事業と連携したプログラムや、地域の課題や魅力への気づきを促すプログラムなど、地域との関わりのある企画とすること。

##### ② 継続的かつ多様な関わりを可能にするプログラム内容

プログラム内容は、一過性のイベントではなく、地域外人材と地域住民との交流の機会があり、事業終了後も地域に関わりを持つ仕組みのある内容とすること。

##### ③ 関係人口獲得に効果的な手法の活用

地域外人材と地域住民とのつながり拡大を図るために効果的にマッチングサイトを活用すること。

##### ④ 県内市町村への横展開が期待できる仕組み

本モデル事業によって県内市町村に円滑に横展開できるように、地域の課題に対し、関係人口との関わりにより課題を解決するための有効な手法として実施すること。

- ⑤ プログラムの開催方法および回数の設定  
プログラムの実施方法は、リアル、オンラインを問わず、地域外人材と地域住民とのつながりのあるプログラムに合った方法、開催回数とすること。
- ⑥ プログラム実施における関係者との連絡調整等  
プログラムの実施にあたっては、市町村、地域住民、団体等との調整を図り、地域外人材と地域住民とが交流できるための助言や連絡調整等を行うこと。また、必要に応じて専門家や関係人口創出に取り組む人材の参加協力を得ること。

**項目 2 全体スケジュール等**

事業の実施に必要な作業について、具体的なスケジュールを示すこと。

**項目 3 業務の実施体制および危機管理体制**

業務にあたる運営スタッフの人員体制、他機関との連携体制を具体的に記載すること。

**項目 4 事業を実施する能力等**

下記の項目に沿って記載すること。

- (1) 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- (2) 本事業に類する事業の実施実績（実績がある場合）  
事業を実施する上で、他の法人等と比較した優位性（過去の類似事業実績）があれば記載すること。
- (3) 事業実施責任者の経験・能力等  
事業実施責任者の資格・経験・能力等を具体的に記載すること。

**項目 5 経費の見積り**

次の項目を参考にして見積書（任意様式）を作成し、添付すること。

- (1) 経費合計
- (2) 経費内訳
  - ・委託業務実施に係る経費
  - ・その他必要となる経費

**3 プロポーザルの手続等**

**(1) スケジュール**

項目	日程
① 公募要領等の公表・配布	令和4年6月2日（木）～令和4年6月21日（火）
② 公募要領等に関する質問受付	令和4年6月2日（木）～令和4年6月21日（火）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和4年6月2日（木）～令和4年6月21日（火）
④ 企画提案書受付期間	令和4年6月2日（木）～令和4年7月1日（金）
⑤ プロポーザル評価会議	令和4年7月7日（木）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和4年7月中旬（予定）

**(2) 公募要領等の配布時間・場所**

- ① 配布日時 令和4年6月2日（木）～令和4年6月21日（火）まで  
午前8時30分～午後5時15分（土日、祝祭日、振替休日を除く）

- ② 配布場所 岐阜県清流の国推進部地域振興課移住定住係  
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁3階)
- ※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ(「トップ」>「入札・公売」)からも入手できます。

### (3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間  
令和4年6月2日(木)～令和4年6月21日(火)午後5時15分まで
- ② 質問書提出方法  
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を地域振興課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。  
岐阜県清流の国推進部地域振興課移住定住係  
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号)  
FAX 058-278-3530  
電子メールアドレス c11143@pref.gifu.lg.jp
- ③ 回答  
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和4年6月27日(月)までに岐阜県庁ホームページ上にて公開します。

### (4) プロポーザル参加申込書の受付

- ① 受付期間  
令和4年6月2日(木)～令和4年6月21日(火)午後5時15分まで
- ② 提出書類  
・ 参加申込書(別紙2)
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法  
・ 企画提案参加希望者は、②の提出書類を地域振興課まで持参又は郵送(必着)により提出してください。  
・ 受付は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝祭日、振替休日を除く)とします。  
・ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

### (5) 企画提案書等、書類の受付

- ① 受付期間  
令和4年6月2日(木)～令和4年7月1日(金)午後5時15分まで
- ② 提出書類  
ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式1＞  
イ 見積書(様式任意、見積内訳書を含むこと)  
ウ 企業等に関する書類  
    (ア) 企業等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式2＞  
    (イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)  
    (ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(団体の場合は、同様の内容が分かる資料)  
エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式3＞  
オ プロポーザル審査資料(社会的課題への取り組み)・・・・・・・・・・・・＜様式4＞
- ③ 提出部数  
10部(正本1部、副本9部)

- ④ 提出方法
  - ・ 地域振興課あてに持参又は郵送（必着）により提出してください。
  - ・ 受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）とします。
  - ・ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。
- ⑤ その他  
県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

## （6）プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効  
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。
  - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
  - カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
  - キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
  - ク 公募要領に違反すると認められる場合
  - ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- ② 著作権・特許権等  
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止  
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止  
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）
- ⑤ 返却等  
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担  
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- ⑦ その他
  - ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
  - イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
  - ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
  - エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を地域振興課に持参又は郵送（必着）により申し出てください。

## （7）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。  
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載

してください。

- ② 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

### (8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県清流の国推進部地域振興課移住定住係

(注意) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送にて提出した場合は、届いているかどうか電話により確認してください。

## 第3 評価に係る事項

### 1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された評価会議が行います。

なお、評価会議における評価は、評価項目及び評価内容(別記)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

### 2 評価会議の開催時期等

- ① 開催時期 令和4年7月7日(木)  
詳細については、後日、企画提案参加者に通知します。
- ② 開催場所  
岐阜県庁(岐阜市藪田南2丁目1番1号)又は周辺施設  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Zoomを利用したオンライン会議とする場合があります。
- ③ 企画提案の所要時間(予定)  
プレゼンテーション 20分間  
評価会議の構成員からの質疑 10分間
- ④ 注意事項
  - ・ 正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
  - ・ プレゼンテーションを行う方は3名までとします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。
  - ・ プレゼンテーションに際しては、提出書類とは別に補足資料を用いて説明することも可能とします。なお、その場合においては、当日、当該補足資料を10部持参してください。
  - ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
  - ・ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

### 3 プロポーザル評価項目及び評価内容

別記「プロポーザル評価項目及び評価内容」のとおり

## 第4 選定に係る事項

### 1 上位提案者の選定

県は、上記の評価結果に基づき、次のとおり選定します。

ア 評価会議構成員において、提案者から提出された企画提案書の内容について、評価基準に基づき、評価表に点数を付けます。ただし、提案者全員について構成員の各評価点の平均が基準点に満たないときは、理由を付して提案者を選定しないことができるため、この場合において、事業を実施するときは、再度公募を行います。

イ 提案者ごとの合計点を比較し、順位を付けます。

ウ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数(例えば、提案者数が5者であれば5

点。)、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位のプロポーザラーが複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位のプロポーザラー数で除して得られる点数とします。

エ プロポーザラーごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付け、最も順位が高い者から3者を上位プロポーザラーとして決定します。

## 2 複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

順位点が最高又は第2位又は第3位の者が複数者いる場合は、全ての構成員の評価点の合計が高い点の者を高い順位とします。順位点の合計と全ての構成員の評価点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とします。なお、順位点の合計と全ての構成員の評価点の合計が同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

## 3 プロポーザラーが3者以下またはない場合の取扱い

プロポーザラーが3以下の場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該プロポーザラーを上位プロポーザラーとします。また、いずれの者も基準点に満たない場合、またはプロポーザラーがない場合には、再度公募を実施します。

## 4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、以下の項目を岐阜県庁ホームページ上で公表します。

- ① 上位プロポーザラー（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全プロポーザラーの名称（申込順）
- ③ 全プロポーザラーの評価点及び順位点（得点順）（プロポーザラーの名称は秘匿。ただし、応募者が4者の場合には公表しません）
- ④ 上位プロポーザラーの選定理由
- ⑤ 評価会議の構成員の氏名
- ⑥ その他（上位プロポーザラーと契約の相手方が異なる場合は、その理由）

## 第5 契約の締結

### 1 契約方法

選定した上位プロポーザラーと県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結することもあります。

なお、選定した上位プロポーザラーと県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高いプロポーザラーと協議を行います。

### 2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

## 第6 その他

上位プロポーザラーが、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザラー評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該上位プロポーザラーと契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

## 第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁3階）

岐阜県清流の国推進部地域振興課移住定住係

TEL 058-272-8078（直通）



058-272-1111 (内線2064)  
FAX 058-278-3530  
電子メールアドレス c11143@pref.gifu.lg.jp

## 別記

### プロポーザル評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を133点満点として採点し、評価会議構成員の採点数の合計で算出する。なお、評価会議構成員の評価点の平均が基準点（80点）以上（各構成員の総採点合計÷評価会議構成員数≧80）であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容	配点
<b>1 提案内容の有効性及び実現可能性</b>	<b>100点</b>
(1) 本県の移住定住施策に対する理解等について 本事業を実施するにあたり、本県の移住定住施策の狙いや特徴等について正確な知識を有しているか。また、ウィズコロナ時代における新しい生活や働き方概念の変化等の内容を踏まえた提案となっているか。	10点
(2) プログラムの企画・実施に係る基本方針について ① 市町村が関与する事業と連携したプログラムや、地域の課題や魅力への気づきを促すプログラムなど、地域との関わりのある企画となっているか。 ② プログラムの内容は、一過性のイベントではなく、地域外人材と地域住民との交流の機会があり、事業終了後も地域との継続的かつ多様な関わりを持つ仕組みのある内容となっているか。 ③ 地域外人材と地域住民とのつながり拡大を図るために、効果的にマッチングサイトを活用する提案となっているか。 ④ 関係人口との関わりによる課題を解決するための有効な手法として、県内市町村への横展開が期待できるか。 ⑤ 地域外人材と地域住民とのつながりのあるプログラムに合った開催方法、回数となっているか。 ⑥ プログラムの実施にあたっては、市町村、地域住民、団体等との調整を図り、地域外人材と地域住民とが交流できるための助言や連絡調整等の方法に説得力があるか。	90点 (①、③、④各20点、 その他各10点)
<b>2 事業を適正かつ確実に実施する能力</b>	<b>33点</b>
(1) 事業実施体制の確保等 業務のスケジュール（準備、実施期間等も含む）が適切であり、実施体制や危機管理体制は十分であるか。	10点
(2) 事業実施の能力 本事業に類する事業実施の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。	10点
(3) 事業実施責任者の能力 事業実施責任者は、本事業に類する事業実施の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。	10点
(4) 社会的課題への取り組み 「仕事と家庭の両立支援」（1点）、「障がい者雇用」（1点）、「若者の採用・育成」（1点）といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	3点
<b>計</b>	<b>133点</b>